

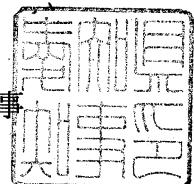
29環活第144-11号

平成29年8月28日

都市計画決定権者 豊橋市

代表者 豊橋市長 佐原 光一 殿

愛知県知事



東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原
ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見に
ついて（通知）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第31条第2項の規定により読み替えて適用される同条例第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市長の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担当 環境部環境活動推進課

環境影響評価グループ

電話 052-954-6211（ダイヤルイン）

**東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ
処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見**

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的な事項

- (1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (2) 新たなごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の処理方式については、今後検討して決定するとしているが、決定に係る比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。
なお、準備書作成までに処理方式が決定していない場合には、処理方式ごとに排出ガス等の諸元を適切に設定の上、予測及び評価を行うこと。
- (3) 豊橋市資源化センターのごみ処理施設（以下「既存施設」という。）には、アスベスト、ダイオキシン類等の有害物質が存在している可能性が考えられることから、解体撤去工事に伴う飛散又は流出防止対策を徹底すること。
- (4) 調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (5) 田原リサイクルセンターの解体撤去工事が具体化した場合など、環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 既存の工作物等の除去に係る建設作業等騒音及び建設作業等振動を環境影響評価の項目として選定すること。
また、建設工事及び解体撤去工事のそれぞれにおいて、適切に予測及び評価を行うこと。
- (2) 工事中及び供用時の関係車両の運行ルート及び交通量の検討に当たっては、道路沿道の環境に十分配慮すること。
また、関係車両に係る大気質、騒音及び振動の調査地点については、工事中及び供用時に発生する交通量や学校等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況等を踏まえ、適切に設定すること。
- (3) 事業実施区域周辺の一般環境大気質の調査地点については、学校等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況等を踏まえ、適切に設定すること。

- (4) 微小粒子状物質については、現地調査により地域の状況を把握するとしているが、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、環境影響評価項目に追加して、予測及び評価を行うこと。
- (5) 水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）が平成 30 年 4 月 1 日に施行され、廃棄物焼却設備から大気中への水銀の排出が規制されることから、ごみの分別の徹底等による水銀の混入防止など可能な限りの水銀の排出抑制に努めること。

3 土壤

土壤環境調査について、計画施設予定地で調査するとしているが、既存施設の敷地内においても土壤汚染の状況を適切に把握すること。

また、土壤環境の現地調査について、掘削が想定される深度等を考慮して、調査深度を適切に設定すること。

4 動物、植物、生態系

- (1) 動物及び植物の調査については、事業実施区域の南側の耕作地や比留茂川において、専門家等の指導、助言を得ながら、必要に応じて調査地点や調査手法を追加すること。
- (2) 現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家等の指導、助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。

5 景観

- (1) 計画施設の建屋や煙突等（以下「建屋等」という。）を近傍から視認した際の景観についても、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 建屋等の形状、色彩等の検討に当たっては、周辺景観と調和したものとなるよう努めること。

6 温室効果ガス等

計画施設から発生するエネルギーの有効利用を行い、温室効果ガス等の低減に努め、適切に予測及び評価を行うこと。

7 その他

準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

29 豊環保第165号
平成29年7月4日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市長 佐原 光一



東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

平成29年6月14日付け29環活第144-1号にて照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

○周囲の環境保全への留意について

- ・周囲の環境保全に留意し、環境負荷低減に努めること。

○景観配慮について

- ・豊橋市まちづくり景観条例及び豊橋市まちづくり景観形成基本計画に基づき、景観配慮するよう努めること。

【担当】

豊橋市環境部環境保全課
連絡先 0532-51-2385

